

◆実務問答会社法 第41回◆

分配特別規定による剰余金配当と  
決算手続の遅延

辰巳 郁 弁護士

会社法・実務研究会 企画・監修  
後藤元 東京大学教授

◆解説◆

一 会社法の規律とその経緯

1 現行法

現行法上、①会計監査人設置会社であること、②取締役（監査等委員会設置会社では、監査等委員でない取締役）の任期が一年を超えないこと、③監査役会設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社であること、という三つの要件をいずれも満たす会社においては、剰余金の配当等に關する事項を取締役会の決議によって決定できる旨を定款で定めることができる（会社法四五九条一項）。また、これらの事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に規定することで、当該事項に關する株主総会の権限を失わせることができる（同法四六〇条一項）。

このような規定が設けられた趣旨は、高度の経営判断を要する剰余金の配当等に關する事項について、経営に關する知識・能力が必ずしも十分ではない株主が的確な判断をすることは困難であり、経営の専門家として選任された取締役によって構成される取締役会が株主の利益を適切に反映することができる場合には、剰余金の配当等に關する権限を取締役会に委譲することを認め、より適切な判断を期待する点にある（注一）。

そして、①～③の要件が設けられた趣旨は、

◆設問◆

1 剰余金の配当について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行う旨の定款規定を有する会計監査人設置会社A社において、会計上の不祥事が発覚したことにより、予定どおりX年三月に係る計算書類について取締役会の承認を得ることができない事態が生じた。この場合、A社は、X一年三月に係る計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たすことを理由として、取締役会決議によって剰余金の配当を決定することができるか。

2 小問1のA社において、会計上の不祥事の発覚ではなく、新型コロナウイルスの流行に伴い、海外子会社の事業活動が停止し、その影響によって決算手続が遅延したために同様の事態が生じた場合はどうか。

◆回答◆

1 A社において生じた会計上の不祥事が重大なものであり、X一年三月に係る計算書類の有効性に疑義が生ずるような重要な誤りと評価される場合には、A社は、取締役会決議によって剰余金の配当を決定することができない。これに対して、X一年三月に係る計算書類が有効に確定していることに疑義がない場合には、当該計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たす限り、取締役会決議によって剰余金の配当を決定することができる。

2 A社は、X一年三月に係る計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たす限り、取締役会決議によって剰余金の配当を決定することができる。

①・③は剰余金の配当等を行うに当たって基礎となる計算書類の数字が信頼に足りるものであることを確保する点に、②はこの定款の定めによって取締役会の権限が大きくなるため、一年に一回は株主の信任を問う機会を設けることが適切である点に、それぞれ求められる(注二)。

会社法四五九条一項の定款規定がある会社は、当該定款規定により取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を事業報告の内容としなければならぬ(同法四三五条一項、会社法施行規則二二六条一〇号)。

## 2 平成一四年商法改正

剰余金の配当等に関する取締役会への権限の付与は、平成一四年商法改正によりはじめて認められた。当時は利益処分または損失処理に関する議案という位置づけであったが、委員会等設置会社(現在の指名委員会等設置会社)においては会計監査人の適法意見等を条件として取締役会の決議により当該議案を承認できることとされていた(旧商法特例法二二条の三一第一項)。しかし、このような規律に対しては、委員会等設置会社とそれ以外の会社に機関設計上の差異があるとしてもその間に優劣はなく、委員会等設置会社においてのみ取締役会への権限の付与を認めることは妥当でないとの指摘があり、また、平成一五年商法改正によって機関設計を問わず市場からの自己株式の取得を取締役会決議によって行うことができる旨の定款の定めを置

くことが認められたこと(平成一七年改正前商法二二一条ノ三第一項二号)との平仄からも、規律の合理性が問題とされていた(注三)。

そのため、会社法においては、前記1の①②③の要件を満たす会社であれば、指名委員会等設置会社かそれ以外の会社かを問わず、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款の定めを置くことが認められ、剰余金の配当等の決定権限について、機関設計のあり方とは独立して株主の意思の反映が可能とされた。

## 3 定款規定の効力要件と分配特別規定

前記1の①・③の要件に係る趣旨を実質的にも担保するため、会社法四五九条一項および四六〇条一項に基づく定款規定は、「最終事業年度」に係る計算書類が法令および定款に従い株式会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有するとされている(同法四五九条二項、四六〇条二項。以下「分配特別規定」と総称する)。

具体的には、(i)会計監査人の監査意見が無限定適正意見であること、(ii)監査役会、監査等委員会または監査委員会において(i)の会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする意見がないこと、(iii)に相当する各監査役、監査等委員または監査委員の意見が、監査役会、監査等委員会または監査委員会の監査報告に付

記されていないこと、(iv)監査期限を徒過したために監査役会、監査等委員会または監査委員会の監査を受けたものとみなされた場合でないこと、という四つの要件をいずれも満たす必要がある(会社計算規則一五五条)。

これら(i)～(iv)の要件のいずれかが満たされない場合、その間は会社法四五九条一項および四六〇条一項に基づく「定款の定め」は「その効力を有」しないこととなる結果、取締役会は剰余金の配当等について決定する権限を失い、当該権限は株主総会のみ帰属する(注四)。そのため、その間に取締役会が剰余金の配当について決定したとしても、権限のない機関による決定となり、有効に剰余金の配当を行うことはできない(株主には具体的な剰余金配当請求権が発生しない)と解される。

## 4 最終事業年度の意義と承認特別規定

会社法上の「最終事業年度」は、各事業年度に係る同法四三五条二項に規定する計算書類について、同法四三三条二項の承認(同法四三九条前段に規定する場合にあっては、同法四三六条三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう(同法二条二四号)。

株式会社は、各事業年度終了後、計算書類等を作成する必要がある(会社法四三五条二項、計算書類については必要な監査を受けた上で(同法四三六条一項・二項)、取締役会の承認を受けなければならない(同条三項)。当該計算書類は、

その後、定時株主総会の承認を受けることで確定するのが原則である（同法四三八条二項）。

もっとも、会計監査人設置会社においては、取締役会の承認を受けた計算書類が法令および定款に従い株式会社財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、定時株主総会の承認を受ける必要はなく、当該計算書類の内容を定時株主総会に報告すれば足りる（同法四三九条。以下「承認特別規定」という）。

具体的には、(i)会計監査人の監査意見が無限定適正意見であること、(ii)監査役、監査役会、監査等委員会または監査委員会において(i)の会計監査人の監査の方法または結果を相当でないとする意見がないこと、(iii)(ii)に相当する各監査役、監査等委員または監査委員の意見が、監査役会、監査等委員会または監査委員会の監査報告に付記されていないこと、(iv)監査期限を徒過したために監査役、監査役会、監査等委員会または監査委員会の監査を受けたものとみなされた場合でないこと、(v)取締役会を設置していること、という五つの要件（ただし、監査役設置会社であるが監査役会設置会社でない会社では(iii)を除く）をいずれも満たす場合である（会社法四三九条、会社計算規則一三五条（注五））。

たとえば、事業年度の末日を三月三十一日とする会社においては、二〇一八年四月一日から二〇一九年三月三十一日までの事業年度に係る計算書類が、当該事業年度終了後一定の時期（たと

えば、二〇一九年六月）に開催される定時株主総会（承認特別規定の適用がある会社では、取締役会）において承認を受けた時点から、二〇一九年四月一日から二〇二〇年三月三十一日までの事業年度に係る計算書類について定時株主総会（承認特別規定の適用がある会社では、取締役会）において承認を受ける時点までの間は、二〇一八年四月一日から二〇一九年三月三十一日までの事業年度が最終事業年度となる。そのため、何らかの事情により直近の事業年度に係る計算書類について株主総会（承認特別規定の適用がある会社では、取締役会）の承認が得られないまま時間が経過している場合には、その前の事業年度が最終事業年度であり続けることになる（注六）。

## 二 本問の検討

本問は、直近の事業年度（本問にいうX年三ヶ月）に係る計算書類について会社法四三八条二項または四三六条三項の承認が得られないまま時間が経過する事態が生じた場合に、その前の事業年度（本問にいうX-一年三ヶ月）に係る計算書類について会社計算規則一五五条所定の各要件がいずれも満たされていることを根拠として、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力が認められ、取締役会がなお剰余金の配当等について決定する権限を有していると解されるかを問うものである。

### 1 見解の整理

#### (1) 有効説

まず、条文の文言のみによれば、直近の事業年度（X年三ヶ月）に係る計算書類について株主総会または取締役会の承認が得られないまま時間が経過する事態が生じた場合には、その前の事業年度（X-一年三ヶ月）が「最終事業年度」であり続けることが当然に想定されており、当該事業年度に係る計算書類について会社計算規則一五五条所定の各要件がいずれも満たされている限り、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力は常に認められ、取締役会が剰余金の配当等について決定する権限を有するとの見解が素直であると考えられる（以下「有効説」という）。

有効説によれば、決算手続が遅延している状態にあったとしても、過去の事業年度において会社計算規則一五五条所定の各要件を満たす計算書類が存在している限り、取締役会が剰余金の配当等に関する権限を有し続けることになる。

#### (2) 無効説

これに対しては、特に小問1のように会計不祥事が生じた場合等を念頭に、会社計算規則一五五条所定の各要件が、剰余金の配当等の基礎となる計算書類の数字が信頼に足りるものであることを確保するという前記①・②・③の要件の趣旨を実質的にも担保するために設けられ

たものであること（前記一3参照）を重視し、直近の事業年度に係る計算書類の確定に遅延が生じている場合には、その前の事業年度に係る計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たすとしても、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力は認められず、取締役会は剰余金の配当等の決定権限を失うことになるという見解が考え得る（以下「無効説」という）（注七）。

無効説によれば、決算手続が遅延している中であつては取締役会決議によつては剰余金配当を行うことができず、大別すれば、(i)株主総会決議により配当を行うこととするか、(ii)配当を行わないかのいずれかを選択する必要があることとなる。

もっとも、(ii)については、実務上、定款で剰余金の配当に関する基準日を事業年度の末日と同日と定めている多くの上場会社にあつては、配当基準日の前後（厳密には、配当基準日の二営業日前と一営業日前の間）に、その後に行われる剰余金の配当を見据えて、株価の下落（いわゆる権利落ち）が生じていることが通常であり、その際には会社が従前の決算短信等で公表している配当予想額が参考とされている。このように、株主は剰余金の配当が行われることを当然に期待しているのであるから、(ii)によることは実務上きわめて困難である（注八）。

また、(i)の場合には、会社法四六〇条一項に基づく定款規定を削除した上で、株主総会決議

によつて剰余金配当を行うことが考えられる。しかし、この場合は株主総会の特別決議が必要となるため否決となる可能性もある。また、剰余金配当に関する権限の所在という中長期的な配当政策の観点からきわめて重要な会社の基本的事項について、ある年に偶発的に生じた決算手続の遅延によつて定款規定の変更を余儀なくされることは実務上の負担が大きい（注九）。

(3) 検討

前記(2)のとおり、無効説は、前記一1の①・③の要件が、剰余金の配当等を行うに当たつて基礎となる計算書類の数字が信頼に足りるものであることを確保する趣旨で設けられている点を重視する立場から主張されるものと考えられる。もっとも、最終事業年度の更新が予定どおりに行われない事情にはさまざまなものが想定され得るところ、無効説がこのような個別具体的な事情を一切捨象し、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力を常に否定する見解であるとすれば、硬直的に過ぎ、実務上困難な事態を招く上、条文上の根拠も薄弱であると考えられる。

そのため、基本的には条文の文言に整合的な有効説が妥当であると考えられる。もっとも、決算手続の遅延という例外的な場面において、過去の事業年度に係る計算書類に会社計算規則一五五条所定の各要件を形式的に満たすものが存在する限り、その後にかかざる事態が生じても取締役会が剰余金の配当等に関する権限を有

し続けるという帰結は、あまり望ましいものとはいえない。

そこで、剰余金の配当等の基礎となる計算書類の数字への信頼を実質的にも担保するという会社計算規則一五五条の各要件の趣旨（前記一3参照）を敷衍すれば、当該計算書類の数字に対する信頼が失われるような事態が生じた場合には、取締役会への権限委譲を肯定すべき基礎が失われる以上、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力は認められず、剰余金の配当等に関する権限は取締役会ではなく株主総会が有することになると解すべきである。具体的には、剰余金の配当等の基礎とすべき計算書類の有効性に疑義が生じ、その確定に関する手続が無効であつたと解される事態が生じた場合には、会計監査人の無限定適正意見その他の会社計算規則一五五条所定の各要件の前提となるべき適法に確定した計算書類が存在しない以上、その数字に対する信頼も失われることになる（注一〇）。

以上から、最終事業年度に係る計算書類の確定に関する手続が無効であつたと解される事態が生じたか否かを検討し、これが認められれば会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力は失われ、剰余金の配当等の権限は株主総会のみが有することになるが、そうでなければなお当該定款規定は有効であり、剰余金の配当等の権限は取締役会が有すると解することが妥当である（以下「修正有効説」という）。

2 各小問の検討

(1) 小問1について

小問1では、A社において会計上の不祥事が発覚したものであるが、修正有効説により、X1一年三月期に係る計算書類の数字に対する信頼が失われるか否かは、その会計上の不祥事の影響により、当該計算書類の有効性に疑義が生ずることとなるか次第であると解される。仮にその会計上の不祥事が重大であつて、過去の計算書類の確定に係る手続が無効と解されることとなる重要な誤りである場合には（注一）、会社法四五九条一項に基づく定款規定の効力が失われ、剰余金の配当等の権限は株主總會のみが有することになると解される。

これに対して、特にこのような事情は認められず、過年度の計算書類が有効に確定していることについては特段の疑義がない場合であれば、少なくとも最終事業年度（X1一年三月期）に係る計算書類について会計監査人の無限定適正意見が付され、その他の要件をいずれも満たす以上、当該最終事業年度に係る計算書類の数字は、剰余金の配当等を行うに当たり基礎となるものとして引き続き信頼に足りるといえ、なお会社法四五九条一項に基づく定款規定は有効であり、取締役会が剰余金の配当等の権限を有すると解される。

なお、以上のように解する場合であっても、剰余金の配当が分配可能額を超えて行われた場

合の責任（会社法四六二条一項六号）が生じ得ることはもちろん、剰余金の配当をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類において欠損が生じた場合には、A社において剰余金の配当に関する職務を行った業務執行者（同項、会社計算規則一五九条八号）は当該欠損を填補すべき義務を負い（会社法四六五条一項一〇号）、当該義務は総株主の同意によつてのみ免除することができることとなるものと解される（同条二項）。剰余金の配当が定時株主總會（承認特別規定の適用がある場合においては、その事業年度に係る計算書類を承認する取締役会）において決定されたものである場合には、業務執行者は例外的にこのような欠損填補責任を負わないとされているところ（同条一項一〇号イ参照）、小問1において剰余金の配当を決定するA社の取締役会では承認特別規定の下での計算書類の承認は行われないう以上、このような例外規定には該当しないためである。

このように、修正有効説に基づいて取締役会決議により剰余金配当を行うことを認めたとしても、会社債権者が不当に害されることはなく、結論として妥当な結論を導き得ると考えられる。

以上から、A社において生じた会計上の不祥事が重大なものであり、X1一年三月期に係る計算書類の有効性に疑義が生ずるような重要な

誤りと評価される場合には、A社は、取締役会決議によつて剰余金の配当を決定することができる。これに対して、X1一年三月期に係る計算書類が有効に確定していることについて特段の疑義がない場合には、当該計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たさず限り、取締役会決議によつて剰余金の配当を決定することができる。

(2) 小問2について

小問2では、A社において新型感染症の流行に伴つて海外子会社の事業活動が停止し、その影響によつて決算手続が遅延したものである。

この場合、修正有効説によれば、X1一年三月期に係る計算書類が有効に確定していることについて特段の疑義を差し挟む余地はないといえるため、当該計算書類の数字に対する信頼は失われず、なお会社法四五九条一項に基づく定款規定は有効であると解することができる。そのため、当該計算書類について会計監査人の無限定適正意見があることその他所定の要件を満たさず限り、取締役会決議によつて剰余金の配当を決定することができる。

なお、この場合も、分配可能額を超えて行われた剰余金の配当の責任（会社法四六二条一項六号）が生じ得ること、A社において剰余金の配当に関する職務を行った業務執行者が期末における欠損填補責任を負い得ることは小問1と同様である（同法四六五条一項一〇号）。

(注一) 森本滋「弥永真生編『会社法コンメンタール11——計算等(2)』(商事法務、二〇一〇)一五〇頁～一五一頁〔伊藤靖史〕。

(注二) 相澤哲「岩崎友彦『株式会社の計算等』本誌一七四六号(二〇〇五)三七頁。

(注三) 法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」(二〇〇三年一月) 第四部第五四参照。

(注四) 森本「弥永・前掲(注一)一五五頁〔伊藤〕。なお、同一五六頁は「四五九条一項・四六〇条一項所定の定款規定は、本条〔筆者注〕会社計算規則一五五条〕所定の要件が充たされることをいけば停止条件として、効力を有する」とし、相澤哲「葉玉匡美」郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』(商事法務、二〇〇六)五一―二頁は、「剰余金配当の取締役会授権定款の効力発生要件」と表現している。

(注五) 前記3の分配特別規定における定款規定の有効要件に類似する内容であるが、承認特別規定の適用対象には監査役設置会社であるが監査役会設置会社でない会社も含まれることなどから、その要件には若干の差異がある。

(注六) 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1——総則・設立(1)』(商事法務、二〇〇八)五五頁～五六頁〔江頭憲治郎〕。

(注七) 磯野真宇「秀永祐介」不祥事発生時の株主総会対応」本誌二二二四号(二〇一九)四三頁は、「無限定適正意見が求められる趣旨は、剰余金の配当等を行う基礎となる計算書類の数字が信頼に足りるものであることを確保するもの

であるとされており……、かかる趣旨に反する」ために「実務上は、保守的に」取締役会においては配当決議を行わないとする。松山遙「西本強編著『Q&A 震災と株主総会対策』(商事法務、二〇一一)三七頁も、定時株主総会である事業年度に係る計算書類の承認を得る場合の剰余金配当の実施に関して、「前事業年度の末日における剰余金の額をベースに今年の剰余金配当の上限(分配可能額)を計算する」というのはいかにも不自然・不合理である」としており、無効説に親和的であると考えられる。

(注八) 現実にも多くの上場会社では分配可能額は十分に確保されており、会計不祥事による財務上の影響が大きくないと見込まれる限り、決算手続の遅延にかかわらず従前の予定どおり剰余金配当を実施したいという実務上のニーズが大きいといえる。

(注九) 無効説を前提とすれば、会社法四六〇条一項の定款規定もまた無効であるという解釈に基づいて、定款変更を行うことなく株主総会決議によって剰余金配当を決定する方法も考え得る。もつとも、明示的に株主総会の権限を剥奪する内容の定款規定が存在する中で株主総会の決議を行うことは株主への説明が困難であり、実務上は採用し難いと考えられる。

(注一〇) なお、取締役会の承認等により直近の事業年度に係る計算書類が確定した後で、当該計算書類が無効であったことが判明したとしても、そのことにより「最終事業年度」がその前の事業年度に遡るわけではないことについて

は、東京高判令和元年五月一六日資料版/商事法務四二五号三一頁、九〇頁参照。学説として、久保大作「不正な内容を含む計算書類の承認と分配可能額算定の関係についての覚書——『最終事業年度』定義規定の解釈に関連して」江頭憲治郎先生古稀記念『企業法の進路』(有斐閣、二〇一七)四〇二頁参照。

(注一一) 弥永真生「コンメンタール会社計算規則・商法施行規則〔第三版〕」(商事法務、二〇一七)四八四頁は、すでに承認決議を得た計算書類に含まれる「誤謬に重要性がないと認められる場合には、承認決議は無効ではなく、当該計算関係書類は有効に確定すると考えられる」としている。小松岳志「過年度遡及処理における法務の側面からの検討」企業会計六三巻三号(二〇一一)八〇頁も参照。

(たつみ・かおる)

予告  
第四二回は、黒田裕弁護士による「吸収分割の効力発生時間の指定(仮題)」を予定しています。  
(編集部)